

第九十回帝國議會 衆議院 恩給法の一部を改正する法律案委員會會議錄(速記)第六回

付託議案

恩給法の一部を改正する法律案
(政府提出(第三〇號))

昭和二十一年八月二十八日(水曜日)午前十時四十一分開議

出席委員

委員長代理 小島 徹三君

理事 坂田 道太君 理事 小野瀬 忠兵衛君

理事 富吉 榮二君

磯崎 貞序君 白井 秀吉君

及川 規君 松尾 トシ君

森本 義夫君 川越 博君

平野 八郎君 布 利秋君

出席政府委員

内閣事務官 三橋 則雄君

本日ノ會議ニ付シテ議案

恩給法の一部を改正する法律案
(政府提出)

○小島委員長代理 會議ヲ開キマ

ス、是ヨリ恩給法の一部を改正する法律案ヲ議題トシテ討論ニ付シマス、討論ハ通告順ニ從ツテ之ヲ許シマス 坂田道太君

○坂田委員 私人自由黨ヲ代表致

シマシテ、本案ニ賛成ヲ致シマス

○小島委員長代理 小野瀬忠兵衛君

○小野瀬委員 私人改正案ニ對

シマシテ進歩黨ヲ代表シテ賛成ノ意ヲ表シマス、即チ本案ハ此ノ委

員會劈頭ニ於キマシテ政府委員カ

ラ提案ノ理由ヲ御説明ニナツタノ

デゴザイマスガ、全ク終戦ニ伴ヒ

マシテ、軍隊ノ解散トカ、或ハ領

土ノ縮小トカ、或ハ官吏制度ノ改

正ノ爲ニ官吏機構ノ名稱デアルト

カ、サウ云フ點ニ付キマシテ改正

ヲサレマシタノデ、必要ノナクナ

ツタ條文ノ削除トカ、或ハ改正ト

カ、或ハ字句用語ノ整理等、全ク

法制上ノ技術ニ屬スル問題デアリ

マシテ、餘リ論議ノ對象ニナルモ

ノハ少カツタノデアリマス、左様

ナ意味ニ於キマシテ當然本案ハ異

議ナク賛成スベキモノト存ジマシ

テ、私共ハ本案ニ賛成致ス次第デ

アリマス

○小島委員長代理 富吉榮二君

○富吉委員 私人日本社會黨ヲ代

表シテ、左ノ希望條件ヲ付シテ賛

成ヲ致シマス、公務員ノミヲ對象

トスル恩給制ハ民主日本ノ制度ト

シテ適當デハナイ、仍テ政府ハ速

カニ國民年金制ヲ實施シ、此ノ法

案ハ之ヲ廢止スベシ、之ヲ希望條

件トシテ賛成致シマス

○小島委員長代理 川越博君

○川越委員 私人協同民主黨ヲ代

表致シマシテ、本案ニ賛意ヲ表ス

ル者デアリマス、本案ハ既ニ各黨

ノ代表者ニ依ツテ申サレマシタ通

リニ、終戦ニ伴ツテ我方領土ノ縮

小、或ハ又軍隊ノ解散、サウ云ツ

タ關係ノ恩給ノ削除ニ關スル法案

デアリマシテ、此ノ改正案ト云フ

モノハ技術的ノ修正ニ屬スルモノ

ト思ハレマスカラ、本案ニ對シテ

協同民主黨ハ賛意ヲ表スルモノデ

アリマス、併シナガラ又一面恩給

制度全般ニ付テハ、モツト廣範圍

ノ見地カラ更ニ政府ハ考究サレル

コトガ必要デアルト思ハレマス、

即チ國家ノ財政、サウ云ツタヤウ

ナコトモ勘案シ、或ハ又社會黨ノ

代表カラ申サレマシタヤウニ、官

公吏ダケガ恩給ヲ貰フト云フコト

デナシニ、廣ク一般ニ此ノ制度ヲ

徹底スル所ノ、國民年金制ノ如キ

コトニ對シテ考慮ヲ拂ハレ、社會

政策的ノ立法ヲサウ云ツタ方面デ

行ハレルト同時ニ、此ノ恩給其ノ

モノニ付テモ、恩給ノ金額或ハ又

恩給ヲ規定スル所ノ在職年限ノ十

七年ヲ何年ニスルカ、サウ云ツタ

ヤウナ問題、或ハ如何ナル範圍ノ

モノニ對シテ之ヲ支給スルカ、サ

ウ云ツタヤウデコトニ付キマシテ

モ、根本的ナ見地カラ政府ハ既ニ

考慮ヲ廻ラシテ居ラレルコト思

ヒマスケレドモ、又本議會ニ於テ

サウ云フ意圖ヲ洩ラサレテ居リマ

スガ、我方黨トシマシテハサウ云

ツタ根本的ナ問題ヲ考慮サレ單ナ

ル技術的ノ問題ダケデナシニ、全

般の大勢カラ、此ノ恩給法ト云フ

モノヲ立派ナモノニサレルヤウニ

希望致シマシテ、本案ニ賛成ヲ致

スモノデアリマス、之ヲ以テ私ノ

賛成意見ヲ終リマス

○小島委員長代理 討論ハ終局致

シマシタ、是ヨリ採決致シマス、

原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマ

ス

〔總員起立〕

○小島委員長代理 起立總員、仍

テ本案ハ原案ノ通り可決致シマシ

タ 本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時四十六分散會

昭和二十一年十月十八日印刷

昭和二十一年十月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局